

令和8年3月30日

保安検査等の実施主体が移行する場所の一覧

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第235条の4の9第1項及び第235条の4の16の国土交通大臣が指定する場所は、次の表のとおりとする。

（令和8年4月1日現在）

空港の名称	航空旅客取扱施設の名称	保安検査場の名称	指定の効力が生ずる日 （実施主体が移行する日）
東京国際空港	東京国際空港第2ターミナル	国際線旅客保安検査場	令和8年4月1日
		インライン（1次～4次）検査場	
		大型手荷物検査場	
		際際乗継旅客保安検査場	
	東京国際空港第3ターミナル	国際線（中央・北）旅客保安検査場	
		プレミアムレーン検査場	
		インライン（1次～4次）検査場	
		大型手荷物（北側、南側）検査場	
		際際乗継旅客保安検査場	
	宮崎空港	宮崎空港旅客ターミナルビル	
空港関係者等検査場			
国内線預入手荷物検査場			
国際線保安検査場			
国際線預入手荷物検査場			